

非常災害対策計画の作成及び避難訓練について

近年、記録的豪雨により国内各地に甚大な被害をもたらされています。当市においてはこれまで、洪水などの風水害や、地震、津波による被害を再三にわたり受けてきたことから、高齢福祉課では各施設において想定される災害について、その対策についての計画の作成や、避難訓練の実施について指導してきたところです。

また、厚生労働省においては、7月の九州豪雨による特別養護老人ホームの被災を受け、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む、介護保険施設や老人福祉施設等における非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について通知を発出しています。

つきましては、今年度の定期報告において、各施設で作成している各種非常災害対策計画及び避難訓練の実施状況について提出を求めるほか、立入検査などの機会においても、計画や訓練の実施状況について、指導・助言の実施を予定しておりますので、各施設においては、以下の点に注意して、各施設作成の非常災害対策計画について、今一度確認をお願いします。

1 想定される災害の全てに対応していますか？

風水害（洪水、津波、高潮、暴風、竜巻など）や、土砂災害、震災、火災、豪雪など、施設の立地によって想定される災害は様々ですが、各種災害によるライフラインの寸断については、どの施設においても起こることが想定されます。また、想定を超える記録的災害が相次ぐ中、これまでの想定を見直す必要もあると思われます。

2 実施可能な計画となっていますか？

「車で避難を想定しているが、実際には施設で利用できる車がない。」「避難所との往復だけで時間がかかりすぎる」など、必要な時間や人員、物資の不足により、現状に照らして実効性のない計画になっているのでは意味がありません。実施可能な計画となっているか、確認が必要となります。

3 訓練を行っていますか？

計画では実効性を確認するため、訓練の実施についても規定する必要があります。また、定期的な訓練により、対応の問題を洗い出し、計画の実効性を更に高める必要があります。

4 計画は職員だけでなく、入居者、入居者のご家族へも周知していますか？

計画には計画の周知についても規定し、必ずご家族へも説明する必要があります。避難先が知らされていないことで無用な混乱を招かないようにしましょう。

※洪水による浸水想定区域内にある施設において、水防法に基づく「避難確保計画」を提出をしていない施設は、速やかに作成し、高齢福祉課へ提出をお願いします。